

9.11 日韓原子力協定

9.11.1 経緯

- ・ 原子力平和利用に積極的で原子力発電所の増設を進めている大韓民国と日本の間で核物質、原子力関連資機材及び技術の移転が増加すると見込まれたため、両政府は、2009 年 1 月、原子力協定交渉の開始で合意
- ・ 同年 7 月に第 1 回交渉が行われ、計 5 回の協議を経て、本協定は 2010 年 12 月 20 日に署名され、2012 年 1 月 21 日に発効

9.11.2 構成

協定(16 条からなる本文、附属書 A、B、議定書)、合意議事録

9.11.3 概要

○協力の形態

- ✓ 協力の形態として、専門家の交換、公開情報の交換、核物質、資材、設備及び技術の供給、役務の提供及び受領を規定(第 3 条)

○協力の分野

- ✓ 協力の分野は、軽水炉の設計、建設、運転、保守及び廃止、原子力の安全、放射性廃棄物の処理及び管理、放射性同位元素及び放射線の研究及び応用を規定(第 2 条)
- ✓ 20%以上の濃縮、再処理、プルトニウム転換及び資材の生産のための技術及び設備、プルトニウムの移転には供給締約国政府の書面による事前同意が必要(第 9 条)

○平和利用

- ・ 平和的非爆発目的に限った協力を規定し、本協定の下で移転された核物質等を核爆発装置又はその研究開発のために使用することを禁止(第 4 条)

○保障措置

- ・ 本協定の下での協力は、それぞれの締約国政府が IAEA 保障措置を受諾し追加議定書が実施されていることが条件
- ・ 本協定対象核物質は各締約国政府と IAEA との間の保障措置協定の適用を受け、適用されない場合には同等の保障措置を担保する取極を締結(第 5 条)

○原子力安全

- ・ 本協定を実施する際には、原子力事故早期通報条約、原子力事故援助条約及び放射性廃棄物等安全条約に適合するように行動する(第 6 条)

○核物質防護

- ✓ 本協定に基づいて移転された核物質、回収され又は副産物として生産された核物質につい

て、各自の採用した基準（少なくとも附属書 B に定める水準の防護を確保するものに限る）に従って防護の措置を適用

- ✓ 本協定対象核物質の国際輸送については、核物質防護条約に適合するよう行動（第 7 条）

○管轄外移転

- ・ 本協定に基づいて移転された核物質、核物質ではない資材、設備及び技術、技術に基づく設備、回収され又は副産物として生産された核物質の管轄外移転には、供給締約国の書面による事前同意が必要（第 8 条第 1 項）
- ・ 回収又は副産物として生産された核物質の受領締約国から第三国への移転は、両締約国の書面による合意、事前の通報、移転核物質への供給締約国と第三国の間の原子力協定の適用が必要（第 8 条第 2 項）
- ・ 本協定に基づいて移転された核物質と回収され又は副産物として生産された核物質を濃縮又は再処理する場合には、供給締約国の書面による事前同意が必要（第 9 条）

○紛争解決

- ・ 本協定下での協力活動を調整するため合同委員会を設立する
- ・ 本協定の解釈又は適用に関する問題が生じた場合は、いずれかの要請で相互協議を行う
- ・ 交渉、仲介によって解決されない場合には、いずれかの要請で仲裁裁判所に付託し、その決定は拘束力を持つ
- ・ 仲裁裁判所は各締約国政府が指名する仲裁裁判所各 1 名、仲裁裁判官が任命する NPT を締約した非核兵器国である第三国出身の裁判長 1 名から成る（第 13 条）

○協定違反等の場合の措置

- ✓ 本協定への違反、仲裁裁判の決定に対する違反、IAEA との保障措置協定の終了又は重大な違反、核爆発装置の爆発の場合に、協力を停止し、協定を終了させ、又は移転された核物質、核物質でない特別の資材及び設備の返還を要求する権利を規定
- ✓ 協力の停止、協定の終了、移転核物質の返還請求といった行動をとる前に、是正措置をとることを目的として協議し、適当な場合にはそうした行動の影響と行動の原因となった事情が故意によるものかどうかを検討
- ✓ 協議の後、適当な期間内に是正措置がとられなかった場合、協力の停止、協定の終了、核物質、核物質でない資材及び設備の返還要求の権利の行使が可能
- ✓ 返還要求の権利を行使する場合には、一方は他方の締約国政府又は関係する者に対し、それらの公正な市場価額について補償を行う（第 14 条）

○存続期間

- ✓ 10 年間有効
- ✓ 期間満了の日の少なくとも 6 か月前に協定終了を書面により通告しない限り、自動的に 5 年

間ずつ延長
(第 16 条)

資料 9-11 日韓原子力協定

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府と大韓民国政府との間の協定

平成 23 年 12 月 28 日
条 約 第 19 号

日本国政府及び大韓民国政府(以下「両締約国政府」という。)は、
平等及び相互利益の原則に基づいて原子力の平和的利用の分野における協力を更に拡大し、及び
強化することを希望し、

エネルギー安全保障及び気候変動という世界的な課題への対処における原子力エネルギーの役割
を確認し、

また、日本国と大韓民国との間に存在する友好関係を強化することを希望し、

原子力の平和的利用の分野における協力のための千九百九十年五月二十五日付けの日本国政府
と大韓民国政府との間の交換公文(以下「交換公文」という。)による取極に基づく原子力の平和的利用
における日本国と大韓民国との間の緊密な協力を考慮し、

また、日本国及び大韓民国の双方が千九百六十八年七月一日に作成された核兵器の不拡散に関
する条約(以下「不拡散条約」という。)の当事国であることを考慮し、

日本国及び大韓民国の双方が国際原子力機関(以下「機関」という。)の加盟国であることを認識し、
両締約国政府が原子力供給国グループの参加政府であることに留意し、

核不拡散、原子力の安全及び核セキュリティが確保される方法で原子力の平和的利用を追求すると
いう両締約国政府の誓約を再確認して、

次のとおり協定した。

第一条

この協定の適用上、

(a) 「認められた者」とは、一方の締約国政府の国の管轄内にある個人又は団体であって、当該一方
の締約国政府により、この協定の下での協力(核物質、資材、設備及び技術を供給し、又は受領するこ
と並びに役務を提供し、又は受領することを含む。)を行うことを認められたものをいう。ただし、両締約
国政府を含まない。

(b) 「核物質」とは、次に規定する原料物質又は特殊核分裂性物質をいう。

(i) 原料物質とは、次の物質をいう。

ウランの同位元素の天然の混合率から成るウラン

同位元素ウラン二三五の劣化ウラン

トリウム

金属、合金、化合物又は高含有物の形状において前記のいずれかの物質を含有する物質

その他の物質であって千九百五十六年十月二十六日に作成された国際原子力機関憲章(以下

「憲章」という。)第二十条の規定に基づき機関の理事会が決定する含有率(その受入れを両締約国政府が書面により相互に通報するものに限る。))において前記の物質の一又は二以上を含有するもの憲章第二十条の規定に基づき機関の理事会が決定する物質であって前記の物質以外のもの(その受入れを両締約国政府が書面により相互に通報するものに限る。)

- (ii) 特殊核分裂性物質とは、次の物質をいう。

プルトニウム

ウラン二三三

同位元素ウラン二三三又は二三五の濃縮ウラン

前記の物質の一又は二以上を含有する物質

憲章第二十条の規定に基づき機関の理事会が決定する物質であって前記の物質以外のもの(その受入れを両締約国政府が書面により相互に通報するものに限る。)

特殊核分裂性物質には、原料物質を含まない。

- (c) 「資材」とは、原子炉において使用する物質であってこの協定の附属書 A の A 部に掲げるものをいい、核物質を含まない。

- (d) 「設備」とは、原子力活動における使用のために特に設計し、又は製作した主要な機械、プラント若しくは器具又はこれらの主要な構成部分であって、この協定の附属書 A の B 部に掲げるものをいう。

- (e) 「技術」とは、核物質、資材又は設備の開発、生産又は使用のために必要とされる特定の情報をいう。ただし、利用可能な情報であって、更に提供することが制限されていないものを除く。両締約国政府が書面によって特定し、及び合意する場合には、基礎科学的研究に関する情報についても除くことができる。この特定の情報は、技術的資料の形式をとることができ、そのような形式には、青写真、計画書、図面、模型、数式、工学的な設計図及び仕様書、説明書並びに指示書であって、書面による又は他の媒体若しくは装置(ディスク、テープ、読取専用のメモリー等)に記録されたものを含む。また、この特定の情報は、技術援助の形式をとることができ、そのような形式には、指導、技能の養成、訓練、実用的な知識の提供及び諮問サービスを含む。

- (f) (e)にいう「開発」とは、設計、設計の研究、設計の解析、設計の概念、試作体の組立て及び試験、試験生産に係る計画、設計用の資料、設計用の資料から製品化を検討する過程、外形的な設計、統合的な設計、配置計画等の生産前の全ての段階をいう。

- (g) (e)及び(f)にいう「生産」とは、建設、生産工学、製造、統合、組立て(取付けを含む。)、検査、試験、品質保証等の核物質若しくは資材を生産し、又は設備を製作するための全ての活動をいう。

- (h) (e)にいう「使用」とは、運転、据付け(現場への据付けを含む。)、保守、点検、修理、整備及び補修をいう。

- (i) 「回収され又は副産物として生産された核物質」とは、次の核物質をいう。

(i) この協定に基づいて移転された核物質から得られた核物質

(ii) この協定に基づいて移転された資材又は設備を用いて行う一又は二以上の処理によって得られた核物質

(iii) この協定に基づいて移転された技術を用いて得られたものとして両締約国政府が合意する核物質

- (j) 「公開の情報」とは、いずれの一方の締約国政府も秘密として指定していない情報をいう。

第二条

この協定の下での協力は、次の分野において行うことができる。

- (a) 軽水炉の設計、建設、運転、保守及び廃止
- (b) 原子力の安全(放射線防護及び環境の監視を含む。)
- (c) 放射性廃棄物の処理及び管理
- (d) 放射性同位元素及び放射線の研究及び応用
- (e) 保障措置及び防護
- (f) 研究及び開発(両締約国政府により合意される分野に限る。)
- (g) 両締約国政府により合意されるその他の分野

第三条

前条に規定する協力は、次の方法により行うことができる。

- (a) 専門家を交換すること。
- (b) 両締約国政府の間、各締約国政府の認められた者の間又は一方の締約国政府と他方の締約国政府の認められた者との間の合意によって定める条件で、公開の情報を交換すること。
- (c) 供給者と受領者との間の合意によって定める条件で、一方の締約国政府又はその認められた者から他方の締約国政府又はその認められた者に対し、核物質、資材、設備及び技術を供給すること。
- (d) この協定の範囲内の事項について、提供者と受領者との間の合意によって定める条件で、一方の締約国政府又はその認められた者が役務を提供し、及び他方の締約国政府又はその認められた者がこれを受領すること。
- (e) 両締約国政府により合意されるその他の方法

第四条

1 この協定の下での協力は、平和的非爆発目的に限って行う。

2 この協定に基づいて移転された核物質、資材、設備及び技術、この協定に基づいて移転された技術を用いて得られたものとして両締約国政府が合意した設備並びに回収され又は副産物として生産された核物質は、平和的目的以外の目的で使用してはならず、また、いかなる核爆発装置のためにも又はいかなる核爆発装置の研究若しくは開発のためにも使用してはならない。

第五条

1 第二条及び第三条に規定する協力は、この協定及びそれぞれの国において効力を有する法令に従うものとし、かつ、第三条(c)に規定する協力の場合については、次の要件に従う。

日本国政府又はその認められた者が受領者となる場合には、日本国内で行われる全ての原子力活動に係る全ての核物質について、機関の保障措置の適用を受諾していること。千九百九十八年十二月四日に作成された追加議定書により補足された千九百七十七年三月四日に作成された核兵器の不拡散に関する条約第三条 1 及び 4 の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定(以下「日本国に関する保障措置協定」という。)が実施されているときは、この要件を満たしているものとする。

大韓民国政府又はその認められた者が受領者となる場合には、大韓民国内で行われる全ての原子力活動に係る全ての核物質について、機関の保障措置の適用を受諾していること。千九百九十九年六月二十一日に作成された追加議定書により補足された千九百七十五年十月三十一日に作成された核兵器の不拡散に関する条約に関連する保障措置の適用のための大韓民国政府と国際原子力機関との間の協定(以下「大韓民国に関する保障措置協定」という)が実施されているときは、この要件を満たしているものとする。

- 2 前条の規定に基づく義務の履行を確保するため、この協定に基づいて移転された核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質は、

日本国内においては、日本国に関する保障措置協定の適用を受ける。

大韓民国内においては、大韓民国に関する保障措置協定の適用を受ける。

- 3 機関が何らかの理由により又はいずれかの時点で 2 の規定の下で必要とされる保障措置を適用しない場合には、この協定に基づいて移転された核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質に常に保障措置が適用されていることが極めて重要であることに鑑み、両締約国政府は、機関の保障措置の原則及び手続に適合する取極であって、2 に規定する機関の保障措置が意図するところと同等の効果及び適用範囲を有するものを速やかに締結する。

第六条

両締約国政府は、この協定の実施に当たり、千九百八十六年九月二十六日に採択された原子力事故の早期通報に関する条約、千九百八十六年九月二十六日に採択された原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約、千九百九十四年六月十七日に採択された原子力の安全に関する条約及び千九百九十七年九月五日に作成された使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約が、これらの条約に基づく各締約国政府の国の既存の義務に従って遵守されることを確保する。

第七条

- 1 この協定に基づいて移転された核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質について、両締約国政府は、それぞれの基準(少なくともこの協定の附属書 B に定める水準の防護を実現するものに限る。)に従って防護の措置をとる。
- 2 この協定に基づいて移転される核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質の国際輸送について、両締約国政府は、千九百八十年三月三日に署名のために開放された核物質の防護に関する条約が、同条約に基づく各締約国政府の国の既存の義務に従って遵守されることを確保する。

第八条

- 1 この協定に基づいて移転された核物質、資材、設備及び技術、この協定に基づいて移転された技術を用いて得られたものとして両締約国政府が合意した設備並びに回収され又は副産物として生産された核物質は、供給締約国政府の書面による事前の同意が得られる場合を除くほか、受領締約国政府の国の管轄の外(供給締約国政府の国の管轄内を除く。)に移転され、又は再移転されない。
- 2 1 の規定にかかわらず、回収され又は副産物として生産された核物質は、受領締約国政府又は

その認められた者が第三国(両締約国政府が書面により合意するものに限る。)における原子力の平和的利用の分野における活動(使用済燃料の試験、変更、再処理、処理、貯蔵及び処分を含む。)のために必要な取決めを行った後に、供給締約国政府の事前の同意を得ることなく受領締約国政府の国の管轄から当該第三国の管轄に移転することができる。ただし、受領締約国政府から供給締約国政府に対して移転についての通報が行われており、かつ、移転される核物質が供給締約国政府と当該第三国政府との間の原子力の平和的利用における協力のための適当な協定の適用を受けることとなる場合に限る。回収され又は副産物として生産された核物質であってこのようにして移転されたもの及び当該第三国において当該核物質から回収され又は副産物として生産された核物質は、受領締約国政府の国の管轄に入る時からこの協定の適用を受ける。

第九条

この協定に基づいて移転された核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質は、供給締約国政府の書面による事前の同意を得ることなく、受領締約国政府の国の管轄内において、同位元素ウラン二三五の濃縮度が二十パーセント以上となるまで濃縮されず、又は再処理されない。

第十条

直接であると第三国を経由してであるとを問わず、両国の間において移転される核物質、資材、設備及び技術は、予定されるこれらの移転を供給締約国政府が受領締約国政府に対して書面により事前に通告した場合に限り、かつ、これらが受領締約国政府の国の管轄に入る時から、この協定の適用を受ける。供給締約国政府は、通告された核物質、資材、設備又は技術の移転に先立ち、移転される当該核物質、資材、設備又は技術がこの協定の適用を受けることとなること及び予定される受領者が受領締約国政府でない場合には当該受領者が受領締約国政府の認められた者であることの書面による確認を受領締約国政府から得る。

第十一条

この協定の適用を受ける核物質、資材、設備及び技術は、次のいずれかの場合には、この協定の適用を受けないこととなるものとする。

- (a) そのような核物質、資材又は設備がこの協定の関係する規定に従って受領締約国政府の国の管轄の外に移転された場合
- (b) そのような核物質、資材、設備又は技術がこの協定の適用を受けないこととなることについて両締約国政府が合意する場合
- (c) 核物質について、機関が、第五条に規定する関係する保障措置協定の保障措置の終了に係る規定に従い、当該核物質が消耗したこと、保障措置の適用が相当とされるいかなる原子力活動にも使用することができないような態様で希釈されたこと又は實際上回収不可能となったことを決定する場合

第十二条

交換公文による取極は、この協定が効力を生ずる日に終了する。

第十三条

- 1 両締約国政府は、この協定の下での協力活動を調整することを目的として合同委員会を設立する。合同委員会は、両締約国政府により指名された代表により構成され、双方に適当な日に会合することができる。
- 2 この協定の解釈又は適用に関して問題が生じた場合には、両締約国政府は、いずれか一方の締約国政府の要請により、相互に協議を行う。
- 3 この協定の解釈又は適用から生ずる紛争が交渉、仲介、調停又は他の同様の手続によって解決されない場合には、当該紛争は、いずれか一方の締約国政府の要請により、この 3 の規定に従って選定される三人の仲裁裁判官によって構成される仲裁裁判所に付託される。各締約国政府は、一人の仲裁裁判官を指名し(自国民を指名することができる。)、指名された二人の仲裁裁判官は、不拡散条約を締結している非核兵器国である第三国の国民で裁判長となる第三の仲裁裁判官を選任する。仲裁裁判の要請が行われてから三十日以内にいずれか一方の締約国政府が仲裁裁判官を指名しなかった場合には、いずれか一方の締約国政府は、国際司法裁判所長に対し、一人の仲裁裁判官を任命するよう要請することができる。第二の仲裁裁判官の指名又は任命が行われてから三十日以内に第三の仲裁裁判官が選任されなかった場合には、同様の手続が適用される。ただし、任命される第三の仲裁裁判官は、両国のうちのいずれの国民であつてもならない。仲裁裁判には、仲裁裁判所の構成員の過半数が出席していなければならない。全ての決定には、過半数の仲裁裁判官の同意を必要とする。仲裁裁判の手続は、仲裁裁判所が定める。仲裁裁判所の決定は、両締約国政府を拘束する。

第十四条

- 1 日本国政府又は大韓民国政府は、この協定の効力発生後のいずれかの時点において、それぞれ、大韓民国又は日本国について次の(a)又は(b)に規定する事情が生じた場合には、この協定の下でのその後の協力の全部若しくは一部を停止し、又はこの協定を終了させ、並びにこの協定に基づいて移転された核物質、資材及び設備の返還を要求する権利を有する。
 - (a) 第四条から第九条までのいずれかの規定又は前条に規定する仲裁裁判所の決定に対する違反をする場
 - (b) 第五条に規定する機関との間の保障措置協定を終了させ、又はこれに対する重大な違反をする場合
- 2 日本国政府又は大韓民国政府は、それぞれ、大韓民国又は日本国が核爆発装置を爆発させる場合には、1に規定する権利と同じ権利を有する。
- 3 いずれか一方の締約国政府がこの協定の下での協力の全部若しくは一部を停止し、若しくはこの協定を終了させ、又はこの協定に基づいて移転された核物質、資材及び設備の返還を要求する行動をとるに先立ち、両締約国政府は、他の適当な取極を行うことが必要となる場合のあることを考慮しつつ、是正措置をとることを目的として協議を行うものとし、適当な場合には、次の事項について慎重に検討する。
 - (a) 当該行動の影響
 - (b) 当該行動を検討することの原因となった事情が故意にもたらされたものであるか否か。
- 4 いずれか一方の締約国政府は、3 に規定する協議の後適当な期間内に他方の締約国政府が是正措置をとらなかった場合に限り、この条の規定に基づく権利を行使するものとする。

- 5 この協定に基づいて移転された核物質、資材及び設備の返還を要求する権利をいずれか一方の締約国政府がこの条の規定に基づいて行使する場合には、当該一方の締約国政府は、それらの公正な市場価額について、他方の締約国政府又は関係する者に対して補償を行う。
- 6 いずれか一方の締約国政府は、この条の規定に基づいて権利を行使することが必要であると認める場合には、その決定を書面により他方の締約国政府に通報する。

第十五条

この協定の附属書は、この協定の不可分の一部を成す。この協定は、両締約国政府の書面による合意によって改正することができる。この協定の改定(この協定の附属書のみについての改正を除く。)は、各締約国政府により、当該改正に必要なそれぞれの国内手続に従って承認されるものとする。この協定の附属書のみについての改正は、両締約国政府の書面による合意のみを必要とする。

第十六条

- 1 この協定は、両締約国政府がこの協定の効力発生に必要なそれぞれの国内手続を完了したことを相互に通告する外交上の公文を交換した日の後三十日目の日に効力を生ずる。
- 2 この協定は、十年間効力を有するものとし、その後は、いずれか一方の締約国政府がこの協定の有効期間の満了する日の遅くとも六箇月前までに他方の締約国政府に対し、この協定を終了させる意思を書面により通告しない限り、自動的に五年間ずつ延長されるものとする。
- 3 この協定の下での協力の停止又はこの協定の終了の後においても、第一条、第四条から第九条まで、第十一条、第十三条及び第十四条の規定は、両締約国政府が別段の合意をする場合を除き、引き続き効力を有する。

以上の証拠として、下名は、各島の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十年十二月二十日に東京で、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

前原誠司

大韓民国政府のために

権哲賢

附属書 A

A 部

- 1 重水素及び重水 B 部の1に規定する原子炉において使用する重水素、重水(酸化重水素)及び重水素原子と水素原子との比が一千五を超え他の重水素化合物(いずれかの十二箇月の期間において重水素原子の量につき二百キログラムを超える量の供給を行う場合に限る。)
- 2 原子炉級黒鉛 ほう素当量百万分の五の純度を超える純度及び一・五0グラム毎立方センチメー

トルを超える密度を有する黒鉛であって、B 部の1に規定する原子炉において使用するもの(いずれかの十二箇月の期間において三十メートル・トンを超える量の供給を行う場合に限る。)

B 部

- 1 原子炉 制御された自己維持的核分裂連鎖反応を維持する運転能力を有する原子炉(ゼロ出力炉を除く。ゼロ出力炉とは、設計上の最大プルトニウム生成量が年間百グラムを超えない炉をいう。)
- 2 原子炉容器 1に規定する原子炉の炉心及び8に規定する原子炉内装物を収納するために特に設計し、又は製作した金属容器又はその主要な工作部品
- 3 原子炉燃料交換機 1に規定する原子炉についての燃料の挿入又は取出しのために特に設計し、又は製作した操作用設備
- 4 原子炉制御棒及び原子炉制御設備 1に規定する原子炉における核分裂過程の制御のために特に設計し、又は製作した棒、その支持体若しくは懸架体、制御棒駆動機構又は制御棒案内管
- 5 原子炉圧力管 1に規定する原子炉の内部に燃料要素及び一次冷却材を五十気圧を超える運転圧力下において収容するために特に設計し、又は製作した管
- 6 ジルコニウム管 ジルコニウム金属若しくはジルコニウム合金の管又はこれらの管の集合体であって、1に規定する原子炉の内部において使用するために特に設計し、又は製作し、かつ、ハフニウムとジルコニウムとの重量比が一对五百未満のもの(いずれかの十二箇月の期間において五百キログラムを超える量の供給を行う場合に限る。)
- 7 一次冷却材ポンプ 1に規定する原子炉における一次冷却材の循環のために特に設計し、又は製作したポンプ
- 8 原子炉内装物 炉心支持柱、燃料チャネル、熱遮蔽体、調節板、炉心格子板、拡散板等1に規定する原子炉の内部において使用するために特に設計し、又は製作した原子炉内装物
- 9 熱交換器 1に規定する原子炉の一次冷却材回路において使用するために特に設計し、又は製作した熱交換器(蒸気発生器)
- 10 中性子検出機器及び中性子計測機器 1に規定する原子炉の炉心内部の中性子束を測定するために特に設計し、又は製作した中性子検出機器及び中性子計測機器
- 11 原子炉燃料要素の加工プラント及び原子炉燃料要素の加工のために特に設計し、又は製作した設備
- 12 原子炉燃料要素の加工又はウラン同位元素の分離に使用するためのウランの転換プラント及び当該ウランの転換のために特に設計し、又は製作した設備

附属書 B 防護の水準

第三群(付表の定義による。)

使用及び貯蔵に当たっては、出入が規制されている区域内において行うこと。

輸送に当たっては、特別の予防措置(荷送人、荷受人及び運送人の間の事前の取決め並びに国際輸送の場合にあっては供給国及び受領国それぞれの管轄権及び規制に服する者の間の事前の合意であって、輸送に係る責任の移転する日時、場所及び手続を明記したものを締結することを含む。)の下に行うこと。

第二群(付表の定義による。)

使用及び貯蔵に当たっては、出入が規制されている防護区域(警備員又は電子装置により常時監視される区域であって、適切な管理の下にある限定された箇所においてのみ出入が可能な物理的障壁により固い込まれたものをいう。)内において又は防護の水準がこれと同等の水準にある区域内において行うこと。

輸送に当たっては、特別の予防措置(荷送人、荷受人及び運送人の間の事前の取決め並びに国際輸送の場合にあっては供給国及び受領国それぞれの管轄権及び規制に服する者の間の事前の合意であって、輸送に係る責任の移転する日時、場所及び手続を明記したものを締結することを含む。)の下に行うこと。

第一群(付表の定義による。)

この群に属する核物質は、次に定める信頼性の高い方式により、許可なしに使用される危険から防護されるものとする。

使用及び貯蔵に当たっては、高度に防護された区域(第二群に属する核物質について定める防護区域であって、さらに、信頼性につき確認を受けた者にのみ出入が許可され、かつ、適当な関係当局との緊密な連絡の下にある警備員により監視されるものをいう。)内において行うこと。この関連においてとられる具体的な措置は、攻撃、許可されない出入又は許可されない関係核物質の除去を感知し、及び防止することを、その目的とすべき、ものである。

輸送に当たっては、第二群及び第三群に属する核物質の輸送について定める特別の予防措置の下において、さらに、護送者により常時監視され、及び適当な関係当局との緊密な連絡が確保される状況の下で行うこと。

付表核物質の区分

核物質	形 態	第一群	第二群	第三群(注c)
1 プルトニウム (注a)	未照射(注b)	二キログラム以上	五〇〇グラムを超え二キログラム未満	一五グラムを超え五〇〇グラム以下
2 ウラン 二三五	未照射(注b) ウラン二三五の濃縮度が二〇パーセント以上のウラン	五キログラム以上	一キログラムを超え五キログラム未満	一五グラムを超え一キログラム以下
	未照射(注b) ウラン二三五の濃縮度が一〇パーセント以上二〇パーセント未満のウラン		一〇キログラム以上	一キログラムを超え一〇キログラム未満

	未照射(注b) ウラン二三五の濃縮度が天然ウランにおける混合率を超え一〇パーセント未満のウラン			一〇キログラム以上
3 ウラン二三三	未照射(注b)	二キログラム以上	五〇〇グラムを超え二キログラム未満	一五グラムを超え五〇〇グラム以下
4 照射済燃料			劣化ウラン、天然ウラン、トリウム又は低濃縮燃料 (核分裂性成分含有率一〇パーセント未満) (注 d、注 e)	

注 a 全てのプルトニウム(プルトニウム二三八の同位体濃度が八〇パーセントを超えるプルトニウムを除く。)

注 b 原子炉内で照射されていない核物質、又は原子炉内で照射された核物質であって当該核物質からの放射線の吸収線量率が遮蔽のない距離一メートルの地点において一グレイ毎時(一〇〇ラド毎時) 以下であるもの

注 c 第三群に掲げる量未満のもの並びに天然ウラン、劣化ウラン及びトリウムは、少なくとも管理についての慎重な慣行に従って防護するものとする。

注 d いずれの締約国政府も、具体的な状況についての評価第二群に属する核物質としての防護の水準が望ましいが、に基づき、これと異なる区分の防護の水準を指定することができる。

注 e 他の燃料であって当初の核分裂性成分含有量により照射前に第一群又は第二群に分類されるものについては、当該燃料からの放射線の吸収線量率が遮蔽のない距離一メートルの地点において一グレイ毎時(一〇〇ラド毎時)を超える間においては、防護の水準をそれぞれ一群ずつ下げることができる。

議定書

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府と大韓民国政府との間の協定(以下「協定」という。)の署名に当たり、下名は、協定の不可分の一部を成す次の規定を協定した。

協定は、(i)協定の署名の後であって、かつ、協定の効力発生の日前に供給締約国政府の許可に基づき日本国と大韓民国との間で移転される設備及び(ii)当該設備を用いて行う一又は二以上の処理によって得られた核物質にも適用する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けて、この議定書に署名した。

二千十年十二月二十日に東京で、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

前原誠司

大韓民国政府のために

権哲賢

合意された議事録

本日東京で署名された原子力の平和的利用における協力のための日本国政府と大韓民国政府との間の協定(以下「協定」という。)に関し、下名は、次の了解をここに記録する。

- 1 転換、燃料加工、濃縮又は再処理の工程において他の核物質と混合されることにより、協定に基づいて移転された核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質の特定性が失われた場合又は失われたと認められる場合には、協定の下での当該核物質の特定については、代替可能性の原則及び構成比率による比例の原則により行うことができることが確認される。
- 2 協定第二条及び第三条の適用に当たり、ウランの濃縮、使用済核燃料の再処理、プルトニウムの転換及び資材の生産のための技術及び設備並びにプルトニウムは、協定の下では移転されないことが確認される。
- 3 協定第五条に関し、両締約国政府は、協定の効果的な実施のため、協定の適用を受ける核物質、資材、設備及び技術の最新の在庫目録を毎年交換することが確認される。
- 4 協定第五条に関し、協定に基づいて移転された全ての核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質は、協定の実施のために適当な国内の核物質計量管理制度の対象とされることが確認される。
- 5 協定第七条に関し、日本国政府は、二千五年九月十四日に署名のために開放された核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約に従って適切な措置をとることが確認され、また、大韓民国政府は、同条約の早期批准のため必要な措置をとるよう努め、同条約の批准の時から、同条約に従って適切な措置をとることが確認される。

二千十年十二月二十日に東京で

日本国政府のために

前原誠司

大韓民国政府のために

権哲賢